

休業要請に関するよくあるお問い合わせ

※下線部は、前回(2020/04/22・20:30更新)から追加した項目

【2020/04/23 16:00更新】

番号	掲載日	質問	回答
47	4月23日	<p>ネイル用品を販売する小売店を営業しているが、休業要請の対象になるか。</p> <p>ネイルサロンではなく、ネイルサロンを営業している人が買い付けに来ている。</p>	<p>・社会生活を維持する上で必要な施設の生活必需物資販売施設に分類されるため、休業要請の対象とならない。</p>
46	4月23日	<p>遊覧船は休業の対象となるか。</p>	<p>・運動、遊技施設に分類し、休業要請の対象になる。</p>
45	4月23日	<p>小型船舶の免許試験を行っているが、休業要請の対象になるか</p>	<p>・社会生活を維持する上で、必要な施設のその他に分類し、休業要請の対象にはならない。</p>
44	4月23日	<p>土地所有者から敷地を借りて、レンタルスペースとして貸し出している。休業要請の対象となるか。ヨガ教室やフラダンス教室などを行う人が借りに来る。</p>	<p>・レンタルスペースの提供自体は休業要請の対象とならない。</p> <p>・ただし、ヨガ教室やフラダンス教室は大学・学習塾等に分類されるため、密集するような使用は控えていただきたい。</p>
43	4月23日	<p>設計事務所は休業要請の対象になるか。</p> <p>住宅展示場ではないが、打ち合わせ等は行う。</p>	<p>・社会生活を維持する上で、必要な施設の工場等に分類し、休業要請の対象にはならない。</p>
42	4月23日	<p>競馬場内の従業員用食堂は営業時間短縮の対象になるのか。</p>	<p>・一般客も利用できる食堂であれば、飲食店に含まれるため、営業時間短縮の対象となる。</p> <p>・従業員専用の食堂であれば、営業時間短縮の対象とはならない。</p>

41	4月23日	化粧品販売の小売やエステ、カウンセリングを行っているが休業要請の対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧品販売は生活必需物資販売施設に該当するため、休業要請の対象とならない。 ・エステは商業施設に該当するため、休業要請の対象となる。 ・カウンセリングは社会生活を維持する上で、必要な施設のその他に分類し、休業要請の対象とならない。
40	4月23日	社社が経営している、結婚式場の中にある写真スタジオが休業要請の対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活を維持する上で、必要な施設のその他に分類し、休業要請の対象にはならない。
39	4月23日	本屋を営んでおり、古本と新品の本を取り扱っている場合、休業要請の対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> ・古本を販売する事業は休業要請の対象となり、新品の本を販売する事業は休業要請の対象とはならない。
38	4月23日	カートをレンタルし、サーキットを走行させる施設を経営しているが、休業要請の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・運動、遊技施設に分類し、休業要請の対象になる。
37	4月22日	ゴルフ場（カントリークラブ）は休業要請の対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> ・運動、遊技施設に分類し、人数制限や適切な感染防止対策を取ることが必要であるが、休業要請の対象にならない。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。
36	4月22日	自宅の一室を改装し、化粧品の販売をしているが、対面でエステも行う。休業要請の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設に分類されるため、休業要請の対象となる。
35	4月22日	筆耕業（代筆業）は対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活を維持する上で、必要な施設のその他と同様、休業要請の対象にはならない。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。

34	4月22日	床面積の考え方は。	・対象となる建築物の床面積の合計。
33	4月22日	バンドの練習場の提供と楽器の販売をしているが、休業要請の対象になるか。	・練習場は遊興施設に分類され、楽器の販売は商業施設に分類されるため、休業要請の対象となる。
32	4月22日	町内集落の集会場は対象となるか。	・集会施設に分類されるため、休業要請の対象となる。
31	4月22日	衣料品とアウトドア用品の販売施設が500㎡ずつある施設は要請対象になるのか。	・衣料品は生活必需物資販売施設に分類されるため、休業要請の対象とならない。 ・アウトドア用品の販売施設は商業施設に分類されるため、休業要請の対象になる。 ・営業する場合は区分して行ってほしい。
30	4月22日	社交ダンス教室は対象になるか。	・学習塾に類するため、休業要請の対象になる
29	4月22日	宝くじ売り場は対象となるか。	・社会生活を維持する上で、必要な施設のその他と同様、休業要請の対象にはならない。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。
28	4月22日	陶芸教室は対象となるか。	・学習塾に類するため、休業要請の対象になる
27	4月22日	整体院（国家資格でないもの）は対象となるか。	・国家資格ではなく、医療施設ではないため、商業施設に分類され、休業要請の対象となる。

26	4月22日	カウンセリングルームは対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活を維持する上で、必要な施設のその他に分類し、休業要請の対象にはならない。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。
25	4月22日	トレーディングカードとおもちゃを販売し、また、それで遊ぶスペースも提供しているが休業要請の対処となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーディングカードとおもちゃを販売しているところは商業施設に分類されるため、休業要請の対象となる。 ・遊ぶスペースの提供は遊戯施設に分類されるため、休業要請の対象となる。
24	4月22日	結婚相談所の営業について	<ul style="list-style-type: none"> ・相談やカウンセリング、パソコンを使用した相手探し等は人との接触が少ないため、休業対象とならない。 ・複数人が集まって行うイベント等は集会に類するものと考えられるため、休業の対象となる。
23	4月22日	パチンコ店附設の景品交換所	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設に該当し、休業要請の対象となる。
22	4月22日	インドアゴルフスクール	<ul style="list-style-type: none"> ・運動、遊技施設に該当するため、休業要請の対象となる。
21	4月22日	屋外の釣り堀	<ul style="list-style-type: none"> ・運動、遊技施設に分類し、人数制限や適切な感染防止対策を取ることが必要であるが、休業要請の対象にならない。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。
20	4月22日	建築関係は対象となるか。 (新築、リフォームの受付、お客さんを呼ぶもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設の住宅展示場に類するものと同様、休業要請の対象となる。

19	4月22日	携帯電話の小売店	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活を維持する上で、必要な施設のその他の家電販売店と同様、休業要請の対象にはならない。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。
18	4月22日	(写真店のスタジオは休業とする前提と思われる) 記念写真等の現地撮影の営業のみ行う予定であるが、この営業も休業の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・写真屋は商業施設の対象となるため、休業要請の対象となるが、出張営業は休業要請対象にならない ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。
17	4月22日	パソコン、コピー機の修理	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活を維持する上で、必要な施設のその他の修理店と同様、休業要請の対象にはならない。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。
16	4月22日	美容室（店内でカット、セットに加えて、リラクゼーション及びエステを行っている）	<ul style="list-style-type: none"> ・美容業としての営業については、・社会生活を維持する上で、必要な施設のその他に含まれるため、休業要請の対象にはならない。 ・リラクゼーションやエステは商業施設に含まれる内容であるため、休業要請の対象となる。
15	4月22日	音響器材のレンタル	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活を維持する上で、必要な施設のその他に分類し、休業要請の対象にはならない。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。
14	4月22日	美容師の訪問（美容、着付け）	<ul style="list-style-type: none"> ・美容室は社会生活を維持する上で、必要な施設のその他に含まれるため、休業要請の対象にはならない。 ・訪問の美容・着付け等についても、休業要請の対象にならない。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。
13	4月22日	運転代行	<ul style="list-style-type: none"> ・生活を維持する上で必要な施設の交通機関等に分類されるため、休業要請の対象にならない。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。

12	4月22日	占い	・商業施設に該当するため、休業要請の対象となる。
11	4月22日	カウンセリング	・社会生活を維持する上で、必要な施設のその他に分類し、休業要請の対象にはならない。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。
10	4月22日	ギフトショップ（生活必需品ではない）	・社会生活を維持する上で、必要な施設のその他に分類し、休業要請の対象にはならない。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。
9	4月22日	プレジャーボート、釣り船	・運動、遊技施設に分類し、人数制限や適切な感染防止対策を取ることが必要であるが、休業要請の対象にならない。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。
8	4月22日	ラブホテルだが、風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）上の風俗営業の届出をしており、遊興施設等の性風俗店という認識。旅館業法の許可は取得している。この場合、休業要請の対象になるのか。	・ラブホテルは客を宿泊させる施設であり、宿泊施設として分類されているため、休業要請の対象外である。 ・営業する場合は、適切な感染防止対策を取った上で行うこと。
7	4月22日	ドッグラン、ドッグカフェは休業対象となるか。	・商業施設に分類されるため、休業要請の対象となる。
6	4月22日	カイロプラティクス整体は対象となるか。	・国家資格ではなく、医療施設ではないため、商業施設に分類されるため休業要請の対象となる。

5	4月22日	結婚式場での飲食提供は20時以降でも構わないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚式場は社会生活を維持する上で必要な施設のその他に分類されるため、休業要請の対象とはなっていない。 ・ただし、披露宴等に伴う飲食については、食事提供施設と同様とし酒類は19時まで、飲食は20時までの提供としていただきたい。
4	4月22日	飲食店であるが、カラオケ機械を置いている。 カラオケボックスではないが、対象となるのか。 カラオケは使用して良いのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店として、営業時間の短縮の協力要請の対象である。 ・飲食店にカラオケ機械の使用については、飛沫感染等の可能性を考慮し、控えていただくのが適当である。
3	4月22日	TSUTAYA等のDVDのレンタル・販売と本屋を併設している店舗は休業の対象になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・DVDレンタル・販売については、商業施設に分類されるため、休業要請の対象となる。 ・本屋については社会生活を維持する上で必要な施設のその他に分類されるため、休業要請の対象となっていない。 ・営業する場合はDVD等と区分してほしい。
2	4月21日	ネコカフェ（飲食の提供なし）は対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設に含まれるため、基本的には休業要請の対象となる。 ・ただし、床面積の合計が1,000㎡以下の施設については施設の使用停止及び催物の開催停止について協力を依頼する（特措法によらない協力の依頼）。 ・また、床面積の合計が100㎡以下の施設については感染予防対策の徹底をして、営業可能。
1	4月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的に判断するのか、個別的に判断するのか。 ・日帰り温泉施設、食事処、マッサージ、宿泊を含む施設は対象になるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの業種について、個別的に判断する。 ・飲食店については休業要請の対象外であるが、感染防止対策の協力、営業時間の時間短縮の協力をお願いする。 ・宿泊施設においては休業要請の対象外であるが、適切な感染予防対策を徹底をお願いする。 ・公衆浴場施行条例の対象となる温泉施設であれば休業要請の対象外。 ・マッサージについては国家資格者が治療を行うものであれば休業要請の対象外。